地縁による団体の手引き

～自治会等の法人格取得～



本　巣　市

総務課　総務係

R8.10 改定

目 次

第１章 自治会・町内会の法人化とは…1
１ 「地縁による団体」とは…2
２ 法人格取得の目的と法整備…2
３ 地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等…3
４ 法人格取得のための要件…4
第２章 法人格取得のための手続き…5
１ 規約の作成…6
２ 名簿の作成…7
３ 申請手続き…8
第３章 法人格取得後の団体の運営…11
１ 総会の開催…12
２ 総会議決数について…14
３ 各種変更が生じる場合…14
４ 証明書の発行・印鑑登録…17
５ 税金について…18
６ 登記について…19
７ 認可地縁団体同士の合併について…19
第４章 不動産に係る登記の特例…20
１ 不動産に係る登記の特例とは…21
２ 認可地縁団体が登記の特例を受けるための要件…21
３ 不動産登記の特例の適用を受けるための公告申請手続…22
４ 公告申請後の手続き…23
～資料編～ 申請書類等の作成例…24
１ 認可申請時…25
① 認可申請書…26
② 規約（会則）…27
③ 総会議事録…35
④ 構成員名簿…36
⑤ 代表者となることの承諾書…37
⑥ 代理人の有無…38
⑦ 代表者の職務執行停止の有無・職務代行者選任の有無…39
⑧ 事業報告書…40
２ 代表者の変更時…41
① 告示事項変更届出書…42
② 総会議事録…43
③ 代表者となることの承諾書…44
④ 代理人の有無…45
⑤ 代表者の職務執行停止の有無・職務代行者選任の有無…46

３　規約の変更時……47
①　規約変更認可申請書……48
②　規約変更の内容及び理由を記載した書類の例……49
③　総会議事録……50
４　告示事項の変更時……51
①　告示事項変更届出書……52
②　総会に付議されたことがわかる資料の例……53
③　総会議事録……54
５　証明書発行・印鑑登録……55
①　認可地縁団体台帳証明書交付申請書……56
②　委任状……57
③　認可地縁団体印鑑登録申請書……58
④　認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書……59
⑤　認可地縁団体印鑑登録廃止申請書……60
６　不動産関係……61
①　保有資産目録……62
②　保有予定資産目録……65
③　不動産登記の特例に係る公告申請書……67
④　申請不動産の登記移転等に係る異議申立書……68

第１章

自治会・町内会の法人化とは

１　「地縁による団体」とは.....2

２　法人格取得の目的と法整備.....2

３　地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等.....3

４　法人格取得のための要件.....4

第１章　自治会・町内会の法人化とは

１　「地縁による団体」とは

地縁による団体とは、「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成される団体」（地方自治法第 260 条の２第１項）と定義されており、区域内に住所を有することのみを構成員の資格とした団体です。

したがって、自治会・町内会のように一定の区域に住所を有していれば、誰でも構成員になれる団体は、原則として「地縁による団体」と考えられます。これに対し、区域に住所を有することの他に、青年団や婦人会のように性別や年齢条件がある団体や、文化・スポーツ団体等で、活動の目的が特定のものに限定されている団体は、地縁による団体とは考えられません。

２　法人格取得の目的と法整備

従来、自治会や町内会は任意の団体でいわゆる「権利能力なき社団」に該当するものと位置づけられ、土地や建物などの不動産を所有していても団体名で不動産登記をすることができませんでした。

このため、団体が取得した土地や建物であっても団体員の個人名義や役員の共有名義で不動産登記をせざるを得ず、名義人の後退や、死亡等があったときには、債権者が不動産を差し押さえてしまったり、相続人が誤解で所有権を主張してしまったりと様々な課題が生じていました。

このような問題に対処するため、平成３（1991）年４月に地方自治法が改正され、一定の要件に該当すれば、市長の認可の手続きを経て、地縁による団体が法人格を取得し、不動産等の名義人になることができるようになりました。

これまでは不動産等を保有していない団体は認可地縁団体として法人格が取得できませんでしたが、令和３年度の地方自治法の一部改正により認可の目的が見直され、「地域的な共同活動を円滑に行うこと」に変更されました。

それにより、認可地縁団体となることで、継続した活動基盤の確立、法人が契約主体となることによる事業活動の充実化、法律上の責任の所在の明確化、個人財産と法人財産との混同防止、対外的な信用の獲得等、数多くの恩恵を受ける可能性があり、地域活動のより一層の活性化が期待されます。

３　地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等

認可地縁団体が保有できる地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等は以下のとおり

①不動産登記法第３条各号に掲げる登記することができる権利
（土地、建物の所有権、地上権、永小作権、地役権、先取特権、質権、抵当権、賃借権、採石権）

②立木に関する法律第１条第１項に規定する「立木」の所有権、抵当権

③登録を要する金融資産（国債、地方債、社債）

④①～③のほか、地域的な共同活動に資する資産
（例えば地縁による団体が地域社会の維持形成のため、当該区域において実施する福祉の用に供する車両又は、警備の用に供する車両等）

４　法人格取得のための要件

法人格を取得するためには、市長の認可が必要となります。認可を受けるための要件は、次のとおりです。

必要要件	内　　容
①活動	**区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成のための地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていること。** 認可を受けようとする団体が、文化・スポーツや社会福祉等の特定の活動を目的とするものではなく、広く地域的な共同活動を行うことを目的としなければなりません。「現にその活動を行っている」とは、自治会・町内会として数年にわたり活動がされていることを意味します。
②区域	**地縁による団体の区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。この区域は、当該地縁による団体が相当の期間に渡って存続している区域の現状によらなければならない。** 区域が不明であると構成員の範囲も不明確となり、住民間のトラブルの原因となる恐れがあります。区域は住民にとって客観的に明らかなものとして定められていなければなりません。
③構成員 （会員）	**区域に住所を有する全ての個人は、構成員となることができ、その相当数の者が現に構成員であること。** 全ての個人とは、年齢・性別を問わず区域に住所を有する個人全てということです。これに反する加入資格等を定めることは認められていません。また、相当数とは区域の住民の過半数を意味します。
④規約 （会則）	**所定の要件を満たした規約を定めていること。** 法人化にするためには、規約を定めて団体の名称や目的、組織の運営方法等を明確にすることが必要です。規約書詳細は、Ｐ２７以降を参照。

令和３年５月 26 日に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の第１条で地方自治法の一部改正が行われ、令和３年 11 月 26 日から、不動産等の権利の保有及び保有予定の有無に関わらず認可が可能になりました。

第２章

法人格取得のための手続き

１　規約の作成.....６

２　名簿の作成.....７

３　申請手続き.....８

第２章　法人格取得のための手続き

１　規約の作成

地縁による団体が法人格を取得するに当たっては、最低次の８つの項目が含まれる規約を定める必要があります。規約を定めて団体の名称や目的、組織の管理運営方法等を明らかにすることが必要です。

地縁による団体が法人格を取得するための規約への規定が必要な項目

項　　目	内　　容
①目的	スポーツや芸術等の特定活動だけでなく、広く地域的な共同活動を行うものであることが必要で、団体の権利能力の範囲を明確にするため、具体的に定めることが望まれます。
②名称	名称については特に制限はありません。ただし、他の法令に名称の使用制限（財団法人、社会福祉法人、商工会等）は避けなければなりません。 例えば、〇〇自治会、△△町内会といった名称で良いと考えます。
③区域	活動の基盤となる区域を定めます。住民にとって客観的に明らかなものとして定める必要があるので、町又は字及び地番または住居表示を基本とします。
④主たる事務所の所在地	主たる事務所とは、地縁による団体が、主に、連絡や会合等で活動する場所をいうものであり、この所在地が当該地縁による団体の住所となります。事務所は、代表者の自宅に置く、或いは公民館等に置くとする場合がありますが、一般的には会合等を行う地縁団体が管理している公民館等にする場合が一般的です。 規約には、住所、地番を記載するほか、「本会の主たる事務所は、〇〇公民館（又は△△集会所）に置く。」とすることも可能です。
⑤構成員の資格に関する事項	「区域に住所を有する個人」のほかに、年齢や性別等の条件を会員の資格として定めることは認められません。正当な理由がない限り、区域内に住所を有する個人の加入を拒むことはできません。なお、法人や団体は構成員とはなれませんが、「表決権のない賛助会員として参加できる。」とすることは可能です。
⑥代表者に関する事項	法人格を取得しようとする地縁による団体は、必ず一人の代表者を置かなければなりません。規約には、代表者の選任方法、任期、職務などを定めます。
⑦会議に関する事項	通常総会・臨時総会の開催及び招集方法、決議事項等を定めます。また、議事録の作成についても定めておく必要があります。
⑧資産に関する事項	流動資産、固定資産を問わず、全ての資産の構成（負債は除く）、管理・処分の方法等を定めます。

８つの事項が入っていれば、それ以外の事項を定めることは差し支えありません。

法人格を取得し認可を取得した地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）が規約を変更する場合は、市の審査及び変更の申請が必要になります（規約の変更については、Ｐ１５を参照）。そのため、自治会費等、変更が予測されるようなものについては、規約とは別に「細則」の中で定めることをお勧めします。

２　名簿の作成

法人格を取得しようとするときは、全ての自治会構成員の名簿を提出していただきます。構成員（その区域に住所を有する個人であれば、年齢や性別は問わない。）であれば、子どもの名前も記載する必要があります。

名簿の様式については、氏名・住所が記載されていれば特に定められていません。この構成員名簿によって、法人認可の要件の一つである「現に区域に住所を有する個人のうち相当数が構成員となっているかどうか。」を判断することとなります。

※相当数とは、区域に住んでいる全人口（子ども、自治会未加入世帯を含む。）に占める構成員名簿の人口が半数を超えていること。

構成員名簿については、様式の例を載せてありますので参考にしてください。

（作成例：Ｐ３６）

３　申請手続き

地縁による団体が、法人格を取得するための認可申請を行うときは、当団体の規約に基づき招集された総会で、認可を申請する旨の決議を行う必要があります。

また、この総会における決定に際し、認可申請に必要となる重要事項で認可の申請書類に明記すべき事項については、同時に総会で決定しておくことが望まれます。

具体的には、認可を受ける地縁による団体に係る規約の決定、構成員の確定、代表者の決定、不動産等の資産（保有見込も含む）の確定についてです。

法人格取得申請の決議のあと、地縁による団体の代表者（自治会長等）が総務課へ次ページの書類を添えて、認可申請と印鑑登録申請を行います。印鑑登録は、不動産登記をするときなどに必要となります。

（１）認可地縁団体取得のための申請書類

書　類	内　　容
①認可申請書	地方自治法施行規則第１８条第２項規定様式 主たる事務所の所在地、代表者の押印（印鑑登録された印以外でも可）が必要です。（作成例：Ｐ２６）
②規約	第２章の１（P6）に示した８つの項目が含まれる規約 （作成例：P２７）
③総会議事録抄本	総会で議決したことを証する書類 総会の議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名及び押印のあるものが必要です。（作成例：Ｐ３５）
④構成員名簿	構成員全員の氏名及び住所の記載が必要です。 （作成例：Ｐ３６）
⑤区域を表した地図	地域がわかる地図に区域を朱書きしたもの
⑥代表者となることの承諾書	申請者が代表者となることを承諾した承諾書で、本人の署名又は押印のあるものです。（作成例：Ｐ３７）
⑦代理人の有無	地方自治法第２６０条の８の規定による代表者の代理行為を委任する代理人の有無の確認で、本人の署名又は押印のあるものです。（作成例：Ｐ３８）
⑧代表者の職務執行停止の有無並びに職務代行者選任の有無	裁判所による代表者の職務執行停止有無並びに裁判所による職務代行者の選任有無についての確認で、本人の署名又は押印のあるものです。（作成例：Ｐ３９）
⑨地域的な共同活動を行っていることを記載した書類	良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類（作成例：Ｐ４０） 〇具体的な活動内容がわかる程度の記載が必要。 （例）前年度事業報告書及び決算書 現年度事業計画書及び予算書

※令和３年度の地方自治法の一部改正により、保有資産目録の提出が不要となりました。

（２）地縁による団体の認可の告示

市長は地縁による団体からの申請に基づいて認可したときは、その旨を告示し、地縁団体台帳に記入します。告示とは法律に基づいて市が住民に周知することで、市の掲示板で公表することです

＜告示する主な内容＞

・地縁による団体の名称
・規約に定める目的
・区域
・主たる事務所
・代表者の氏名
・代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名）
・裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無
（職務代行者が選任されている場合は、その氏名）
・認可年月日

申請を受け付けてから認可されるまでの期間は、概ね１ヶ月です。認可の通知は代表者宛に文書でお知らせします。

認可地縁団体告示事項証明書（地縁団体台帳の原本証明）と印鑑登録証明書は、告示後に申請により発行されます。

～認可申請手続きの流れ～

認可申請書類が整いましたら、総務課へ提出して下さい。

自治会等の中で
申請について話し合い

自治会の中で、認可申請を行い、
法人格を取得するかを話し合います。

↓

総務課に事前相談、規約等の作成

申請方法や各種様式、規約案や提出書類についての事前相談及び案の作成。
案作成後、総務課に事前相談。

↓

総会の開催
認可必要事項の議決

［認可必要事項］
① 規約の確定
② 認可申請することの議決
③ 構成員の確定
④ 代表者の確定
⑤ 保有資産の確定

↓

申請書類の作成・準備
及び
総務課へ認可申請書の提出

［提出書類］
① 認可申請書
② 規約
③ 総会議事録抄本
④ 構成員名簿
⑤ 区域を表した地図
⑥ 地域的な共同活動を行っていることを記載した書類
⑦ 代表者となることの承諾書
⑧ 代理人の有無がわかる書類
⑨ 代表者の職務執行停止の有無並びに職務代行者選任の有無がわかる書類

↓

総務課による認可要件審査

認可要件を満たしているかどうか書類審査を行います。

↓

市長による認可・告示

認可要件を満たしていると確認され、市長による認可・告示を行い、認可手続きは完了。

第３章

法人格取得後の団体の運営

１　総会の開催……12
２　総会議決数について……14
３　各種変更が生じる場合……14
４　証明書の発行・印鑑登録……17
５　認可地縁団体同士の合併について……18
６　税金について……19
７　登記について……19

第３章　法人格取得後の団体の運営

１　総会の開催

地方自治法第２６０条の１３の規定により、少なくとも毎年１回開催する必要があります。また、同法第２６０条の４の規定に基づき、年度終了後３ヶ月以内に財産目録を作成する必要があることから、事業報告書・決算書等を作成し承認をいただくために、年度終了後３ヶ月以内に開催する必要があります。

認可地縁団体となったことで運営が大きく変わることはありませんが、総会を開催する際の定足数と表決権が規約に沿っているか、留意し運営する必要があります。

総会議事の通常事項で、世帯単位で活動し、意思決定を行っていることが実体的にも地域で認められ、合理的であると認められる場合に限り、表決権を世帯単位とする旨の規定を規約に定め、世帯単位で行うことができます。

しかし、重要事項（財産・規約の変更・解散）については、表決権は全ての構成員を単位とします。

参考：議決事項

項　目	重要事項	通常事項
事　項	・規約の変更 ・会の解散 ・財産の処分に関すること ・その他重要事項の変更	・事業計画（予算） ・事業報告（決算） ・役員改選 ・その他小さな変更
表決権	１人１票	１世帯１票
定足数	全会員の２分の１以上	全会員の２分の１以上
委　任	委任状が必要	出席者が世帯を代表する ※同じ世帯の構成員から委任されたものとみなす。世帯内に限り口頭委任ができる。

また、令和４年５月２０日に公布された「地域の自主性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和４年法律第４４号）」に関連して、地方自治法の一部改正（令和４年８月２０日施行）が行われ、認可地縁団体における書面又は電磁的方法による決議の規定（地方自治法第２６０条１９の２）が創設されました。

これにより、**構成員全員の承諾**が得られれば、実際に参集しなくても一堂に会するのと同等に相互に議論できる環境であれば、書面又は電磁的方法により決議を行うことができるようになりました。

総会を開催せずに決議をする場合は、以下の方法が想定されます。

方法１	①	総会を省略するかどうかを書面又はデジタルで問う
	②	構成員全員が賛成した場合は、総会を省略し、書面又はデジタルで総会の議案を採決（構成員の 3/4 以上の賛成で可決）する
	③	構成員の一人でも総会の省略に反対した場合は、総会を開催する
方法２	①	総会の議案について、書面又はデジタルで問う
	②	構成員全員が賛成した場合は、議案は可決
	③	構成員の一人でも議案に反対した場合は、総会を開催し、再度討議する

※1：方法１は地方自治法第２６０条の１９の２ 第１項に基づく。
※2：方法２は地方自治法第２６０条の１９の２ 第２項に基づく。

＜注意＞

認可地縁団体の総会は、当該団体の意思決定を行う最高機関であり、本来、少なくとも毎年１回以上開催されるべきものです。

この改正は、総会を開催することなく総会の決議があった場合と同一の効力を認めるものであり、総会の場での討議を省略するという意味で重大な効力を認めるものであり、総会の場での討議を省略するという意味で重大な例外を認めるというものです。したがって、活用する場合は、必ず構成員全員の承諾を得てください。

２　総会議決数について

総会の議決の定数について、重要事項である「規約の変更、団体の解散」等の決定事項については、原則、地方自治法第２６０条の３、第２６０条の２１の規定により、総構成員の「四分の三以上」の同意がある時に限り決定できます。ただし、規約に定め、その「四分の三以上」の規定数を変更することも可能ですが、少数会員の意思によって決定することは適切ではありません。なお、上記以外にも解散時の残余財産の処分など、認可地縁団体にとって重要な決定である事項は、総構成員の「四分の三以上」の同意を得ることが望ましいと考えます。

３　各種変更が生じる場合

（１）代表者の変更

認可地縁団体の代表者（自治会長等）が変更になった場合には、「告示事項の変更」の届け出をする必要があります。この手続きがされないと告示されないので、代表者の変更が法律的に有効になりません。注意してください。

告示事項変更（代表者変更）の届出書類一覧

書　類	内　　容
①告示事項変更届出書	地方自治法施行規則第２０条規定様式 代表者が変更になった事由、年月日等を記入していただく必要があります。（作成例：Ｐ４２）
②総会議事録抄本	総会で議決したことを証する書類 総会の議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名及び押印のあるものが必要です。（作成例：Ｐ４３）
③代表者となることの承諾書	申請者が代表者となることを承諾した承諾書で、本人の署名又は押印のあるものです。（作成例：Ｐ４４）
④代理人の有無	地方自治法第２６０条の８の規定による代表者の代理行為を委任する代理人の有無の確認で、本人の署名又は押印のあるものです。（作成例：Ｐ４５）
⑤代表者の職務執行停止の有無並びに職務代行者選任の有無	裁判所による代表者の職務執行停止有無並びに裁判所による職務代行者の選任有無についての確認で、本人の署名又は押印のあるものです。（作成例：Ｐ４６）

市長は認可地縁団体からの変更申請に基づいて認可したときは、その旨を告示し、地縁団体台帳を修正します。

（２）規約の変更

地方自治法第２６０条の３の規定により、総構成員の「四分の三以上」の同意がある時に限り、「規約の変更」を行うことができます。

認可地縁団体の総会で、「規約変更」が付議され、決議された場合は、代表者（自治会長等）が、地方自治法施行規則第２２条の規定に基づき、市へ規約変更の認可申請をし、認可を受ける必要があります。

規約変更の認可申請書類一覧

書　類	内　　容
①規約変更認可申請書	地方自治法施行規則第２２条規定様式 規約が変更になった事由、年月日等を記入していただく必要があります。（作成例：Ｐ４８）
②変更内容及び理由が分かる書類	規約変更の内容及び変更する事由を記載した書類です。 （例：総会資料・議案資料　等　Ｐ４９）
③総会議事録抄本	総会で議決したことを証する書類 総会の議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名及び押印のあるものが必要です。（作成例：Ｐ５０）

市が申請書類を受け付け審査し、認可されるまでの期間はおおむね１～２週間です。認可の通知は代表者宛に文書でお知らせします。

（３）告示事項の変更

市は、地縁による団体が法人格を得たことを認可後遅滞なく告示します。この告示をもって認可を受けた地縁による団体は、法人となったこと及び告示事項を第三者に対して対抗できることになります。

そこで、認可地縁団体は市が行った告示事項について変更が生じたときは、代表者が告示事項変更届出書に告示事項に変更があった旨を証する書類を添えて、市長に対し届出を行わなければなりません。

認可地縁団体の告示事項は次のとおりで、この事項に変更がありその届出がないときは、市は告示事項について変更の告示ができないので、認可地縁団体はその変更について第三者に対抗できません。

＜告示事項の変更手続きが必要な主な内容＞

・地縁による団体の名称
・規約に定める目的
・区域
・主たる事務所
・代表者の氏名及び住所
・代理人の有無
・規約に解散の事由を定めたときはその事由
・認可年月日

上記のほか、解散した場合及び清算決了の場合にも所要の事項を告示することになっています。

告示事項変更（代表者変更以外）の届出書類一覧

書　類	内　　容
①告示事項変更届出書	地方自治法施行規則第２０条規定様式 変更になった告示事項、変更になった事由、年月日等を記入していただく必要があります。（作成例：Ｐ５２）
②総会資料	変更になった告示事項について総会に付議されたことがわかる資料（例：総会資料・議案資料　等　Ｐ５３）
③総会議事録抄本	総会で議決したことを証する書類 総会の議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名及び押印のあるものが必要です。（作成例：Ｐ５４）

４　証明書の発行・印鑑登録

（１）認可地縁団体の証明書の発行

土地・建物を自治会名義等で登記する場合、法人格取得後は様々な場面で認可地縁団体の証明書が必要になります。証明書の発行は、総務課で行います。

①申請書類	認可地縁団体台帳証明書交付請求書（作成例：Ｐ５６）
②請求者	どなたでも可能
③発行手数料	１通につき３００円

〈留意事項〉

令和８年10月１日より、地方自治法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、「認可地縁団体の告示事項証明書（台帳の写し）」において、「認可地縁団体の代表者または代表者であった者の住所」を表示しない（住所を黒塗りにする）措置を講ずることになりました。（主たる事務所の所在地が代表者の住所と同一の場合は、こちらも非表示となります。）

代表者本人以外からの請求で、代表者住所の表示を希望する場合は、委任状が必要になります（作成例：Ｐ５７）。また、過去の代表者の住所が記載された台帳の写しが必要な場合は、過去の代表者からの委任状をご提出ください。

ただし、過去の代表者等の住所を表示する必要があるが、対象者が既に死亡している等の合理的な理由で、住所表示の同意を得ることができない場合は、総務課までご相談ください。

（２）印鑑登録と証明書の発行

印鑑登録手続き及び登録証明書の発行も総務課で行っています。

ア）印鑑の登録

①申請書類等	・認可地縁団体印鑑登録申請書（作成例：P58） ・代表者の印鑑登録証明書 ・登録したい認可地縁団体の印鑑 ・委任状（代理人が申請する場合に限る）
②申請者	代表者又は代理人（地方自治法第２６０条の８に規定する代理人が選任されている場合に限る）

＜留意事項＞

登録できる印鑑は１団体につき１つです。また、次のいずれかに該当する印鑑は登録できません。

①ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの

②印影の大きさが１辺の長さが８ミリメートルの正方形におさまってしまうもの、または１辺の長さが３０ミリメートルの正方形におさまらないもの

③印影の不鮮明なもの、縁のないもの又は文字の判読が困難なもの

④その他市長が不適当であると認めるもの

イ）印鑑登録証明書の発行

①申請書類等	・認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書（作成例：P59） ・委任状（代理人が申請する場合に限る）
②請求者	代表者又は代理人（地方自治法第２６０条の８に規定する代理人が選任されている場合に限る）
③発行手数料	１通につき３００円

５　認可地縁団体同士の合併について

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図る為の関係法律の整備に関する法律（令和４年法律第４４号）」が交付され、地方自治法の一部が改正となり認可地縁団体同士の合併ができるようになりました。（令和５年４月１日施行）

これまでは、合併をしようとする場合には、いったん解散をしたうえで新たな認可地縁団体を設立しなければならなかった手続きが、当該規程に基づく権利義務の全部の承継が可能となり、事務負担が軽減されるようになります。

６　税金について

認可地縁団体は各種課税関係の法令等に基づき、法人として納税の義務を負います。なお、一部税については、収益事業を行わない場合は、申請により減免となる場合があります。税に関する手続きの詳細については、それぞれ下記までお問い合わせください。

税の種類		地縁団体の認可を受けた法人		問合せ窓口
		収益事業を しない場合	収益事業を 行う場合	
市税	法人市民税	申請により減免措置	課税	本巣市役所税務課 058-323-8133
	固定資産税	申請により減免措置	課税	
県税	法人県民税	申請により減免措置	課税	岐阜県税事務所 法人事業税第一・二係 058-214-6874
	法人事業税	非課税	課税	
	不動産取得税	申請により減免措置	課税	岐阜県税事務所 不動産取得税第一・二係 058-214-6914
国税	法人税	非課税	課税	岐阜北税務署 058-262-6131
	登録免許税	課税	課税	

７　登記について

法人格の取得により、新たに取得した不動産の登記のほか、これまで自治会等が保有しながら個人・共有名義となっていた不動産を自治会等の名義に移転登記することもできます。

なお、登記申請に際し、団体の住所証明書及び代表者の資格証明書等が必要になる場合がありますが、これは「認可地縁団体台帳の写しによる証明書」とすることとされています。Ｐ１７の「（１）認可地縁団体の証明書の発行」をご確認いただき、必要に応じて総務課へご相談ください。

また、不動産登記についての詳しい手続きについては、法務局へお問い合わせください。

第４章

不動産に係る登記の特例

１　不動産に係る登記の特例とは.....21

２　認可地縁団体が登記の特例を受けるための要件.....21

３　不動産登記の特例の適用を受けるための公告申請手続.....22

４　公告申請後の手続き.....23

第４章　不動産に係る登記の特例

１　不動産に係る登記の特例とは

平成３年度から、認可地縁団体は不動産登記の登記名義人になることができるようになりましたが、同団体が所有する不動産については、登記簿の登記名義人が多数で相続登記がされていないなど登記義務者が判明しない場合があり、所有権の移転登記などについて不動産登記法に則った手続き（権利に関する登記の申請・登記権利者と登記義務者の共同申請《不動産登記法第６０条》など）をとることが難しく、認可地縁団体への所有権の移転登記に支障を来していました。

この問題を解決するため、地方自治法に認可地縁団体が所有する不動産に係る不動産登記法の特例規定を設け、一定の要件を満たした認可地縁団体が所有する不動産については、市が一定の手続きを経て証明書を発行することで、認可地縁団体が単独で登記の申請を行うことができるようになりました。

２　認可地縁団体が登記の特例を受けるための要件

認可地縁団体がその所有する不動産についてこの特例を受けるには、当該認可地縁団体の区域を包括する市に対し、地方自治法第２６０条の４６第２項に規定する公告を求める旨を申請しなければなりません。

認可地縁団体は、次の４つの要件を全て満たした場合に限り、この公告の申請を行うことができるとされ、これらの要件を満たしていることを疎明するに足りる資料を用意する必要があります。

①不動産を所有していること

②不動産を１０年以上所有の意思をもって平穏かつ公然と占有していること

③不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが認可地縁団体の構成員又はかつて認可地縁団体の構成員であった者であること

④不動産の登記関係者（表題部所有者、所有権の登記名義人、これらの相続人）の全部又は一部の所在が知れないこと

３　認可地縁団体が特例の適用を受けるための公告申請手続き

認可地縁団体がこの特例を受けるに当たっては、認可地縁団体の区域を包括する市長が、認可地縁団体がその所有する不動産について所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある者に対し、異議を申し述べるべき旨を公告することが必要となります。

この公告を求める認可地縁団体は、代表者が公告の申請書類を揃えて、市長に対し申請します。この申請を認めるかどうかは、認可地縁団体から提出された公告申請書類を市が審査して行うこととなります。その他聴聞等の手続きは予定されていません。

不動産登記の特例の適用を受けるための公告申請手続書類一覧

項　目	内　　容
①公告申請書	地方自治法施行規則第２２条の２規定様式 地縁団体の名称、住所、代表者の氏名、住所、保有資産目録記載の不動産等を記入していただく必要があります。 （作成例：P67）
②所有権の保有又は移転の登記をしようとする不動産の登記事項証明書	認可地縁団体の名義に名義を変更しようとする不動産の現在の登記事項証明書
③保有資産目録又は保有予定資産目録等	保有資産目録等に該当する不動産が記載されている場合は、それを提出してください。 ただし、記載がない場合は、当該不動産の取得に係る経緯等について書かれた総会資料を提出してください。
④申請者が代表者であることを証する書類	認可の申請時もしくは告示事項の変更届出時に提出した資料一式を提出してください。
⑤地方自治法第２６０条の第４６第１項各号に掲げる事項が確認できる資料	以下の４つの事項が確認できる資料を提出してください。 １　認可地縁団体が当該不動産を所有していること。 ２　認可地縁団体が当該不動産を 10 年以上所有の意思をもって平穏かつ公然と占有していること。 ３　当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であること。 ４　当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと。

４　公告申請後の手続き

認可地縁団体から公告の申請があり、市長が当該申請について「不動産に係る登記の特例」の適用要件を満たしていると判断したときは、「申請した認可地縁団体が、所有権の保存又は移転登記をすることについて異議のある登記関係者等が申し出てもらうよう求める」公告を概ね3ヶ月程度行います。登記関係者等が異議を述べる期間は、この公告期間内となり、異議がある者は関係書類を添えて市長に提出しなければなりません。

異議を述べる者がいなかったときは、地方自治法第２６０条の４６第３項、第４項の規定に基づき市長は認可地縁団体に異議を申し出る者がいなかった旨の情報を提供いたします。

また、異議を述べる者があったときは、地方自治法第２６０条の４６第５項の規定に基づき市長は認可地縁団体に対し、異議を述べた登記関係者等の氏名や住所、異議の理由等を通知し、公告による手続きは中止されます。その後、認可地縁団体と異議を述べた当事者との間で協議等を行うことは可能です。

～資料編～
申請書類等の作成例

１　認可申請時……25

２　代表者の変更時……41

３　規約の変更時……47

４　告示事項の変更時……51

５　証明書発行・印鑑登録……55

６　不動産関係……59

1　認可申請時

① 認可申請書.....26

② 規約（会則）.....27

③ 総会議事録.....35

④ 構成員名簿.....36

⑤ 代表者となることの承諾書.....37

⑥ 代理人の有無.....38

⑦ 代表者の職務執行停止の有無・職務代行者選任の有無.....39

⑧ 事業報告書.....40

（地方自治法施行規則第十八条関係）

令和８年10月１日

本巣市長　　様

認可を受けようとする地縁による
団体の名称及び事務所の所在地
名　称　織部自治会

所在地　本巣市文殊３２４番地９

代表者の氏名及び住所
氏　名　根尾　太郎　　代表者印

住　所　本巣市文殊３２４番地１

認　可　申　請　書

地方自治法第２６０条の２第１項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有するため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

（別添書類）

１　規約
２　総会議事録抄本
３　構成員名簿
４　区域を表した地図
５　代表者となることの承諾書
６　代理人の有無
７　代表者の職務執行停止の有無並びに職務代行者選任の有無
８　地域的な共同活動を行っていることを記載した書類

織部自治会規約（会則）

※下線は、必須事項です。

第１章　総則

（目的）

第１条　本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

（１）回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡

（２）美化・清掃等区域内の環境の整備

（３）集会施設の維持管理

（４）〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

（５）〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

地縁による団体の目的は、広く広域的な共同活動を行うものである必要があり、その活動内容は、団体の権利能力の範囲を明確にする程度に具体的に定めることが求められます。

（名称）

第２条　本会は、織部自治会と称する。

地方自治法上団体の名称についての制限はありません。

（区域）

第３条　本会の区域は、本巣市文殊３００番地から４００番地までの区域とする。

地縁による団体の区域は、住民にとって客観的に明らかなものとして定められる必要があるので、町又は字及び地番又は住居表示により表示されることが最も望ましいものです。

ただし、河川や道路による区域の表示（例・本巣市△△のうち××川の北の区域）も、市内の他の住民にとって当該団体の区域が客観的に一義的なものとして認識できるものであれば認可されると考えられます。

（事務所）

第４条　本会の事務所は、本巣市３２４番地９に置く。

事務所は、代表者の自宅に置くか、公民館・集会所等に置くのが一般的です。また「本会の事務所は、代表者の自宅に置く。」という定め方も可能です。

第２章　会員

（会員）

第５条　本会の会員は、第３条に定める区域に住所を有する個人とする。

年齢、性別等の条件を会員の資格として定めることは認められません。

（会費）

第６条　会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

会費は、規約に金額を含めて定めるか、又は総会において決するものと規約で定める必要があります。

（入会）

第７条　第３条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、○○に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

２　本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

入会手続は、入会希望者の入会の意思が会として確認できるものとし、入会に際し、いかなる意味においても制約を課するようなことは認められません。 また、「正当な理由」とは、その者の加入によって、当該団体による団体の目的及び活動が著しく阻害されることが明らかであると認められる場合など、社会通念上客観的に妥当と認められる場合をいうものです。

（退会等）

第８条　会員が次の各号のいずれかに該当する場合には退会したものとする。

（１）第３条に定める区域内に住所を有しなくなった場合

（２）本人により○○に定める退会届が会長に提出された場合

２　会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

退会手続きは、入会手続と同様の考え方によるものであり、本人の退会意思を会として確認できるものとする必要があり、退会について本人の意思にいかなる意味でも制約を加えることは認められません。なお、長期にわたる会費の不払いなど会員としての義務の著しい違反等があった場合には一定期間資格を停止する旨の規定を設けることも考えられますが、慎重な手続きの下に資格を停止するような扱いとすべきです。

第３章　役員

（役員の種別）

第９条　本会に、次の役員を置く。

（１）会長　１人

（２）副会長　○人

（３）その他の役員　○人

（４）監事　○人

（役員の選任）

第１０条　役員は、総会において、会員の中から選任する。

２　監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

（役員の職務）

第１１条　会長は、本会を代表し、会務を総括する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

３　監事は、次に掲げる業務を行う。

（１）本会の会計及び資産の状況を監査すること。

（２）会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。

（３）会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

（４）前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

役員の選任は総会において行うことが適当であり、監事は会長、副会長及びその他の役員と兼職することは、会務の執行を監査する役職上避ける必要があります。

なお、書記・会計等の役員を置く場合には、第１１条のようにそれぞれの役員の職務を「会計は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する」というような形で明らかにしておくのが適当です。

（役員の任期）

第１２条　役員の任期は、〇年とする。ただし再選を妨げない。

２　補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第４章　総会

（総会の種別）

第１３条　本会の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

（総会の構成）

第１４条　総会は、会員をもって構成する。

（総会の権能）

第１５条　総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

総会は、地縁による団体の運営事項のうち規約において役員会に委任したもの以外の全ての事項について議決でき、規約の改正などの法律上総会の専権事項とされているものについては規約をもってしても他に委任することはできません。

なお、総会で、議決すべき重要事項には、事業計画の決定、事業報告の承認、予算の決定及び決算の承認が含まれます。

（総会の開催）

第１６条　通常総会は、毎年度決算終了後○箇月以内に開催する。

２　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

（１）会長が必要と認めたとき。

（２）全会員の５分の１以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

（３）第１１条第３項第４号の規定により監事から開催の請求があったとき。

総会は、民法第６０条により、少なくとも毎年１回開催する必要があります。また民法第５１条により、毎年終了後３ヶ月以内に財産目録を作成する必要があることから、事業報告及び決算を作成し、その承認を行うために、通常総会を年度終了後３ヶ月以内に開催する必要があります。

第２項の「５分の１」の定数を規約において増減することは可能ですが、会員の総会招集を求める権利を奪うことがないように留意する必要があります。

（総会の招集）

第１７条　総会は、会長が招集する。

２　会長は、前条第２項第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その請求があった日から○日以内に臨時総会を招集しなければならない。

３　総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の○日前までに文書をもって通知しなければならない。

開催請求に対しては、請求があった日から適切な期間内に招集する必要がある旨を規定することが適当です。開催の通知は、「少なくとも５日前までに」行う必要があります。

（総会の議長）

第１８条　総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

（総会の定足数）

第１９条　総会は、会員の２分の１以上の出席がなければ、開催することができない。

（総会の議決）

第２０条　総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（会員の表決権）

第２１条　会員は、総会において、各々１箇の表決権を有する。

２　次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の１とする。

（１）○○○○○○○

（２）×××××××

（総会の書面表決等）

第２２条　止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

２　前項の場合における第１９条及び第２０条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

第２１条及び第２２条は、地方自治法第２６０条の１８に則る規定です。

従来の自治会等においては世帯単位で表決権を平等とする運営が行われてきたものと思われます。それらを勘案して、第２１条第２項の規定（特定事項について世帯表決権を１票とすること）を設けることは可能ですが、同項各号に定める事項は、世帯単位で活動し意思決定を行っていることが沿革的にも実態的にも地域社会において是認され、そのことが合理的であると認められる事項に限られるものです。したがって、規約の変更、財産処分及び解散の議決、規約に定めることになる事項については、同項の適用は認められません。また、代表者や監事の選任も同項を適用することは適当とは考えられません。

（総会の議事録）

第２３条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）日時及び場所

（２）会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む。）

（３）開催目的、審議事項及び議決事項

（４）議事の経過の概要及びその結果

（５）議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名押印しなければならない。

総会が有効に成立し、かつ有効に議決されたことを証明するものとして、告示事項変更届や規約変更届の添付資料として必要なため、表記のとおり規約に定めておくことが適当です。

第５章　役員会

（役員会の構成）

第２４条　役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

（役員会の権能）

第２５条　役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

（１）総会に付議すべき事項

（２）総会の議決した事項の執行に関する事項

（３）その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（役員会の招集等）

第２６条　役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

２　会長は、役員の○分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。
３　役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも○日前までに通知しなければならない。

（役員会の議長）
第２７条　役員会の議長は、会長がこれに当たる。

（役員会の定足数等）
第２８条　役員会には、第１９条、第２０条、第２２条及び第２３条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第６章　資産及び会計
（資産の構成）
第２９条　本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
（１）別に定める財産目録記載の資産
（２）会費
（３）活動に伴う収入
（４）資産から生ずる果実
（５）その他の収入

（資産の管理）
第３０条　本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

（資産の処分）
第３１条　本会の資産で第２９条第１号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において○分の△以上の議決を要する。

（経費の支弁）
第３２条　本会の経費は、資産をもって支弁する。

地縁よる団体が法人格を取得する目的は不動産等の資産を団体名義で保有することにあることから、規約において、流動資産・固定資産を問わず全ての資産の構成等を定めておく必要があります。
資産を管理し経費を支弁することは、役員会の定める方法により会長が行うこととすることが適当と考えられますが、不動産等の会の活動上重要な固定資産の処分には総会の議決を要することとする必要があります。このため、第３１条のように定め、総会において別途処分に関し総会の議決を要する資産を決定しておくことが適当です。

（事業計画及び予算）

第３３条　本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

（事業報告及び決算）

第３４条　本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支決算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後３月以内に総会の承認を受けなければならない。

事業計画・事業報告及び予算・決算は地縁による団体にとって重要事項ですから総会の議決又は承認にかからしめることが必要です。

（会計年度）

第３５条　本会の会計年度は、毎年○月○日に始まり、△月△日に終わる。

第７章　規約の変更及び解散

（規約の変更）

第３６条　この規約は、総会において総会員の４分の３以上の議決を得、かつ、本巣市長の認可を受けなければ変更することはできない。

総会議決数の「４分の３」の定数を変更することは可能ですが、規約変更という重要事項を少数の会員の意思により決することのないよう、これを引き下げることは慎重であるべきです。

（解散）

第３７条　本会は、地方自治法第２６０条の２０の規定により解散する。

２　総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の４分の３以上の承諾を得なければならない。

①破産、②認可の取消、③総会員の４分の３以上の同意による総会の決議、④構成員の欠亡の場合に、当該地縁団体による団体は解散（法人としての権利能力の消滅又は団体自体の解散の両方を含む）することとなります。

（残余財産の処分）

第３８条　本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の○分の△以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

特定の個人等を残余財産の帰属権利者として指定することも可能ですが、営利法人に寄付したり会員に分配する旨を定めることは、地縁による団体の目的に鑑み適当とは思われません。

従って、規約においては、帰属権利者を指定する方法を定めることが適当と考えられます。ただし、この場合も、営利法人などを帰属権利者として指定することは適当でないことから「本会と類似の目的を有する団体」に限定して帰属権利者を指定する旨規定することが適当です。

なお、残余財産の帰属権利者を決定する総会の議決は、地縁による団体にとって重要な決定事項であることから、総会員の「４分の３」以上の議決を得ることが望ましいと考えられます。

第８章　雑則

（備付け帳簿及び書類）

第３９条　本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

（委任）

第４０条　この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、○○が別に定める。

第４０条において、規約施行上の細則を定める者は、会長でも役員会でもよいのですが、必ず委任することについての総会の議決を得る必要があります。

なお、細則は、「弔慰金規定」や「旅費規程」などが挙げられます。

附　則

１　この規約は、○年○月○日から施行する。

２　本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第３３条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

３　本会の設立初年度の会計年度は、第３５条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から△年△月△日までとする。

織部自治会　総会議事録

令和８年９月１日
午後７時００分から
織部公民館

出席会員　総会員数　　１００名中
　　出席会員数　　９５名（うち、委任状出席者数１５名）

会長が開会を宣言した。
本総会の議長選任を会議に諮ったところ、根尾太郎にお願いしたい旨の発言があり、根尾太郎の議長選任を会議に諮ったところ、異議なしにより根尾太郎が選任された。

選任された根尾太郎が議長席につき、議事録署名者を議長により指名する旨を述べ、会議に諮ったところ、異議なしにより下記の者を指名した。
本巣　松子
糸貫　明則

第１号議案　織部自治会設立に伴う規約の制定（又は改正）について
別紙織部自治会規約の制定（又は改正）を会議に諮ったところ、異議なく、原案どおり可決した。

・規約制定済みであるが、Ｐ６の必須記載事項が規定されていない場合は、規約改正をお願いします。
・規約制定済みであり、Ｐ６の必須記載事項が既に規定されている場合は、制定及び改正の必要はありません。

第２号議案　織部自治会の地縁による団体の認可の申請について
別紙のとおり本巣市長に認可を申請する件を会議に諮ったところ、異議なく、原案どおり可決した。

第３号議案　役員選任の件
下記の者を選任してはどうかと発言があり、会議に諮ったところ、異議なく、下記の者を選任した。

会　長　　根尾　太郎
副会長　　本巣　松子
会　計　　糸貫　明則
監　事　　真正　春樹

以上４名を選任した。各役員に、就任の承諾を求めたところ、全員即時就任を承諾した。

以上をもって本総会を閉会する旨を述べた。

午後８時３０分　閉会

織部自治会規約第２３条第２項の規定により、議長及び議事録署名者２名がここに署名押印する。

議　　長　　根尾　太郎　印（自署及び押印）
議事録署名者　　本巣　松子　印（自署及び押印）
議事録署名者　　糸貫　明則　印（自署及び押印）

織部自治会　構成員名簿

令和８年１０月１日現在

番号	氏　名	構　成　員	住　　所
1	根尾　太郎	花子、二郎、三郎	本巣市文殊３２４番地１
2	本巣　松子	武司、ウメ	本巣市文殊３２４番地２
3	糸貫　明則	泰正、昭子、一成、令菜	本巣市文殊３２４番地３
4	真正　春樹	夏美、秋乃、冬馬	本巣市文殊３２４番地４
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			

代 表 者 と な る こ と の 承 諾 書

地方自治法第２６０条の２第１項の規定により、地縁団体の認可申請を行うに当たり、私が代表者となることについて承諾し、認可申請することを承諾します。

令和８年９月１日

住　所　　岐阜県本巣市文殊３２４番地１

氏　名　　根尾　太郎　（自署又は押印）

電話番号　0581-34-1234

（地方自治法第二百六十条の八関係）
（地方自治法第二百六十条の十関係）

代 理 人 の 有 無

令和８年１０月１日

地縁による団体の名称　　織部自治会

代　　表　　者　　名　　根尾　太郎
（自署又は押印）

（１）地方自治法第２６０条の８に規定される代理人（　有　・　無　）

有の場合	氏名	
	住所	

（２）地方自治法第２６０条の１０に規定される代理人（　有　・　無　）

有の場合	氏名	
	住所	

※「代理人」は、地方自治法第２６０条の８の代理人及び第２６０条の１０の特別代理人をいいます。
　該当のない団体は、「無」に〇印をしてください。

＜参考：地方自治法＞
第２６０条の８
　認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第２６０条の１０
認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

（民事保全法第二十四条関係）

代表者の職務執行停止の有無・職務代行者選任の有無

令和８年１０月１日

地縁による団体の名称　　織部自治会

代　　表　　者　　名　　根尾　太郎
（自署又は押印）

（１）裁判所による代表者の職務執行の停止の有無（　有　・　無　）

（２）裁判所による代表者の職務代行者選任の有無（　有　・　無　）

有の場合	氏名	
	住所	

※裁判所による代表者の職務執行の停止並びに職務代行者選任は、裁判所において民事保全法第２４条（仮処分の方法）により、仮処分命令の申立ての目的を達するために行う処分です。
　該当の無い場合、「無」に〇印をしてください。

令和７年度　織部自治会　事業報告書

年　月　日	事　業　内　容
R7．４．１	第１回役員会
R7．４．１４	臨時総会
R7．５．２４	第２回役員会、神社清掃
R7．５．２５	地籍調査説明会
R7．６．２０	織部神社祭典
R7．８．１	クリーン作戦
R7．８．１７	地区盆踊り大会
R7．９．２１	第３回役員会、側溝掃除
R7．１０．１２	地区運動会
R7．１２．１３	第４回役員会
R7．１２．１７	子ども会　クリスマス会
R7．１２．２３	老人会　しめ縄づくり
R8．１．１	地区新年会
R8．３．１３	第５回役員会、地区会計監査
R8．３．２０	地区総会

２　代表者の変更時

① 告示事項変更届出書.....42

② 総会議事録.....43

③ 代表者となることの承諾書.....44

④ 代理人の有無.....45

⑤ 代表者の職務執行停止の有無・職務代行者選任の有無.....46

（地方自治法施行規則第二十条関係）

令和９年４月５日

本巣市長　　様

地縁による団体の名称及び事務所の所在地
名　称　織部自治会

所在地　本巣市文殊３２４番地９

代表者の氏名及び住所
氏　名　本巣　松子

住　所　本巣市文殊３２４番地２

告　示　事　項　変　更　届　出　書

下記の事項に変更があったので、地方自治法第２６０条の２第１１項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

１　変更があった事項及びその内容
代表者の氏名及び住所

変更前	変更後
本巣市文殊３２４番地１	本巣市文殊３２４番地２
根尾　太郎	本巣　松子

２　変更の年月日
令和９年４月１日

３　変更の理由
役員改選のため

織部自治会　総会議事録

令和９年３月１５日
午後７時００分から
織部公民館

出席会員　総会員数　　１００名中
　　出席会員数　　９５名（うち、委任状出席者数１５名）

会長が開会を宣言した。
本総会の議長選任を会議に諮ったところ、根尾太郎にお願いしたい旨の発言があり、根尾太郎の議長選任を会議に諮ったところ、異議なしにより根尾太郎が選任された。

選任された根尾太郎が議長席につき、議事録署名者を議長により指名する旨を述べ、会議に諮ったところ、異議なしにより下記の者を指名した。
本巣　松子
真正　春樹

第１号議案　役員改選の件
下記の者を選任してはどうかと発言があり、会議に諮ったところ、異議なく、下記の者を選任した。

会　長　　本巣　松子
副会長　　根尾　太郎
会　計　　真正　春樹
監　事　　糸貫　明則

以上４名を選任した。各役員に、就任の承諾を求めたところ、全員即時就任を承諾した。

以上をもって本総会を閉会する旨を述べた。

午後７時３０分　閉会

織部自治会規約第２３条第２項の規定により、議長及び議事録署名者２名がここに署名押印する。

議　　長　　根尾　太郎　印（自署及び押印）
議事録署名者　　本巣　松子　印（自署及び押印）
議事録署名者　　真正　春樹　印（自署及び押印）

代 表 者 と な る こ と の 承 諾 書

私は、地方自治法第２６０条の２第１１項に規定する地縁による団体の告示事項の変更届出に当たり、令和９年３月１５日開催の総会の議決に従い、本届出に関する団体の代表者となることを承諾します。

令和９年３月１５日

住　所　　岐阜県本巣市文殊３２４番地２

氏　名　　本巣　松子　（自署又は押印）

電話番号　0581-34-5678

（地方自治法第二百六十条の八関係）
（地方自治法第二百六十条の十関係）

代 理 人 の 有 無

令和９年４月５日

地縁による団体の名称　　織部自治会

代　　表　　者　　名　　本巣　松子
（自署又は押印）

（１）地方自治法第２６０条の８に規定される代理人（　有　・　無　）

有の場合	氏名	
	住所	

（２）地方自治法第２６０条の１０に規定される代理人（　有　・　無　）

有の場合	氏名	
	住所	

※「代理人」は、地方自治法第２６０条の８の代理人及び第２６０条の１０の特別代理人をいいます。
　該当のない団体は、「無」に〇印をしてください。

＜参考：地方自治法＞
第２６０条の８
　認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第２６０条の１０
認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

（民事保全法第二十四条関係）

代表者の職務執行停止の有無・職務代行者選任の有無

令和９年４月５日

地縁による団体の名称　　織部自治会

代　　表　　者　　名　　本巣　松子
（自署又は押印）

（１）裁判所による代表者の職務執行の停止の有無（　有　・　無　）

（２）裁判所による代表者の職務代行者選任の有無（　有　・　無　）

有の場合	氏名	
	住所	

※裁判所による代表者の職務執行の停止並びに職務代行者選任は、裁判所において民事保全法第２４条（仮処分の方法）により、仮処分命令の申立ての目的を達するために行う処分です。
　該当の無い場合、「無」に〇印をしてください。

３　規約の変更時

① 規約変更認可申請書.....48
② 規約変更の内容及び理由を記載した書類の例.....49
③ 総会議事録.....50

（地方自治法施行規則第二十二条関係）

令和９年３月２０日

本巣市長　　様

地縁による団体の名称及び事務所の所在地
名　称　織部自治会

所在地　本巣市文殊３２４番地９

代表者の氏名及び住所
氏　名　根尾　太郎

住　所　本巣市文殊３２４番地１

規　約　変　更　認　可　申　請　書

地方自治法第２６０条の３第２項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

（別添書類）

１　規約変更の内容及び理由を記載した書類

２　規約変更を総会で議決したことを証する書類

（変更内容及び理由が分かる書類の例）

令和９年３月１５日
織部自治会総会資料

第１号議案

織部自治会規約の一部を改正する規約について

【議案内容】

織部自治会規約の一部を次のように改正する。

（改正前）
第〇条　△△△△△△△は××××××とする。

（改正後）
第〇条　△△△△△△△は◇◇◇◇◇◇◇とする。

附　則
この規約は、令和９年５月１日から施行する。

【改正理由】

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～のため。

織部自治会　総会議事録

令和９年３月１５日
午後７時００分から
織部公民館

出席会員　総会員数　　１００名中
　　出席会員数　　９５名（うち、委任状出席者数１５名）

会長が開会を宣言した。
本総会の議長選任を会議に諮ったところ、根尾太郎にお願いしたい旨の発言があり、根尾太郎の議長選任を会議に諮ったところ、異議なしにより根尾太郎が選任された。

選任された根尾太郎が議長席につき、議事録署名者を議長により指名する旨を述べ、会議に諮ったところ、異議なしにより下記の者を指名した。
本巣　松子
糸貫　明則

第１号議案　織部自治会規約改正について
会長より、改正理由、改正までの経緯等が報告され、質疑が行われた。
総会に諮ったところ、賛成者９０名であった。全会員数１００名の４分の３以上であり、織部自治会規約第３６条の規定を満たしたため、第１号議案は可決された。

以上をもって本総会を閉会する旨を述べた。

午後８時００分　閉会

織部自治会規約第２３条第２項の規定により、議長及び議事録署名者２名がここに署名押印する。

議　　長　　根尾　太郎　印（自署及び押印）
議事録署名者　　本巣　松子　印（自署及び押印）
議事録署名者　　糸貫　明則　印（自署及び押印）

４　告示事項の変更時

① 告示事項変更届出書.....52

② 総会に付議されたことがわかる資料の例.....53

③ 総会議事録.....54

（地方自治法施行規則第二十条関係）

令和９年１１月５日

本巣市長　　様

地縁による団体の名称及び事務所の所在地
名　称　織部自治会

所在地　本巣市文殊３２４番地９

代表者の氏名及び住所
氏　名　根尾　太郎

住　所　本巣市文殊３２４番地１

告　示　事　項　変　更　届　出　書

下記の事項に変更があったので、地方自治法第２６０条の２第１１項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

１　変更があった事項及びその内容
主たる事務所の所在地の変更

変更前	変更後
本巣市文殊３２４番地９ 織部公民館	本巣市文殊３３０番地 織部南公民館

２　変更の年月日
令和９年１１月１日

３　変更の理由
老朽化に伴う建て替えにより、１１月１日より自治会活動を
織部南公民館で行うため。

（変更になった告示事項について総会に付議されたことがわかる書類の例）

令和９年１０月１５日
織部自治会総会資料

第１号議案

織部自治会の主たる事務所の移転について

【議案内容】

織部自治会の主たる事務所の所在地について次のとおり変更する。

（変更前）織部公民館　　本巣市文殊３２４番地９

（変更後）織部南公民館　本巣市文殊３３０番地

【変更理由】

　令和９年１１月１日から始まる織部公民館の建て替え工事に伴い、自治会活動拠点を南地区にある織部南公民館へと移すため。

織部自治会　総会議事録

令和９年１０月１５日
午後７時００分から
織部公民館

出席会員　総会員数　　１００名中
　　出席会員数　　９５名（うち、委任状出席者数１５名）

会長が開会を宣言した。
本総会の議長選任を会議に諮ったところ、根尾太郎にお願いしたい旨の発言があり、根尾太郎の議長選任を会議に諮ったところ、異議なしにより根尾太郎が選任された。

選任された根尾太郎が議長席につき、議事録署名者を議長により指名する旨を述べ、会議に諮ったところ、異議なしにより下記の者を指名した。
本巣　松子
真正　春樹

第１号議案　織部自治会の主たる事務所の所在地の変更について
会長より、事務所所在地の変更理由、経緯等が報告され、質疑が行われた。
総会に諮ったところ、賛成者９５名であった。全会員数１００名の過半数以上であり、織部自治会規約第２０条の規定を満たしたため、第１号議案は可決された。

以上をもって本総会を閉会する旨を述べた。

午後７時３０分　閉会

織部自治会規約第２３条第２項の規定により、議長及び議事録署名者２名がここに署名押印する。

議　　長　　根尾　太郎　印（自署及び押印）
議事録署名者　　本巣　松子　印（自署及び押印）
議事録署名者　　真正　春樹　印（自署及び押印）

5　証明書・印鑑登録

① 認可地縁団体台帳証明書交付申請書……56

② 委任状……57

③ 認可地縁団体印鑑登録申請書……58

④ 認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書……59

⑤ 認可地縁団体印鑑登録廃止申請書……60

認可地縁団体台帳証明書交付申請書

令和９年３月１５日

本巣市長　様

団　体　名	織部自治会
事務所の所在地	本巣市文殊３２４番地９

請求人	住　所	本巣市文殊３２４番地１
	氏　名	根尾　太郎

台帳の写しによる証明書１通の交付を請求します。

□代表者等の住所表示を希望します。

【注意事項】

代表者本人以外からの請求で、代表者住所の表示を希望する場合は、委任状が必要になります。また、過去の代表者の住所が記載された台帳の写しが必要な場合は、過去の代表者からの委任状をご提出ください。

委　任　状

代理人　　住所　本巣市文殊３２４番地９

氏名　本巣　太郎

私は、上記の者を代理人と定め次の権限を委任します。

１　認可地縁団体証明書（台帳）交付請求及び受領に関すること。

２　認可地縁団体証明書（台帳）の現代表者住所の表示に関すること。

令和　９　年　３　月　15　日

委任者　　住所　　本巣市文殊３２４番地９

氏名　　根尾　太郎　　印

【注意事項】

委任状は、必ず委任者本人（代表者）がすべて記入してください。自署以外の場合は押印が必要です。

様式第1号(第2条関係)

認可地縁団体印鑑登録申請書

令和９年３月１５日

本巣市長　様

登録しようとする
認可地縁団体印鑑

団体印

認可地縁団体の名称	織部自治会		
認可地縁団体の主たる事務所の所在地	岐阜県本巣市文殊３２４番地９		
(資格) 氏名	(代表者) 根尾　太郎　個人印	生年月日	昭和４２年１月１日
住所	岐阜県本巣市文殊３２４番地１		

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。

申請者　☑本人

□代理人　住所

氏名　　㊞

(注意事項)

１　この申請は、本人が自ら手続してください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
２　登録しようとされている認可地縁団体印鑑を併せて提出してください。
３　(資格)氏名欄の氏名の次に押印する印は、当市において登録されている代表者等の個人の印を使用してください。(代理人による申請の場合も、必ず代表者等の個人の印を押印してください。)
４　(資格)氏名欄の(　　)には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。
５　申請者欄は、申請者が代理人の場合のみ住所及び氏名を記入の上、代理人の印を押印してください。

様式第3号(第4条関係)

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

令和９年３月１５日

本巣市長　様

登録されている
認可地縁団体印鑑

団体印

認　可　地　縁　団　体　の　名　称	織部自治会		
認可地縁団体の主たる事務所の所在地	岐阜県本巣市文殊３２４番地９		
(資　格) 氏　　名	(　代表者　) 根尾　太郎	生　年　月　日	昭和４２年１月１日

上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書　1　枚の交付を申請します。

申　請　者　☑本　人　住　　所

□代理人　氏　　名　　㊞

(注意事項)

１　この申請は、本人が自ら手続してください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。

２　(資格)氏名欄の(　　)には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

３　申請者欄は、申請者が本人及び代理人のいずれの場合も申請者の住所及び氏名を記入の上、押印してください。

様式第５号(第６条関係)

認可地縁団体印鑑登録廃止申請書

令和９年３月１５日

本巣市長　様

廃止しようとする
認可地縁団体印鑑

団体印

認可地縁団体の名称	織部自治会		
認可地縁団体の主たる事務所の所在地	岐阜県本巣市文殊３２４番地９		
(資　格) 氏　　名	(　代表者　) 根尾　太郎	生　年　月　日	昭和４２年１月１日

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録の廃止を申請します。

申　請　者　☑本　人　住　所

□代理人　氏　名　　㊞

(注意事項)

１　この申請は、本人が自ら手続してください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。

２　登録している認可地縁団体印鑑を亡失された場合は、当市において登録されている代表者等の個人の印を(資格)氏名欄の氏名の次に押印してください。(代理人による申請の場合も、必ず代表者等の個人の印を押印してください。)

３　(資格)氏名欄の(　　)には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

４　申請者欄は、申請者が本人及び代理人のいずれの場合も申請者の住所及び氏名を記入の上、押印してください。

６　不動産関係

① 保有資産目録.....62

② 保有予定資産目録.....65

③ 不動産登記の特例に係る公告申請書.....67

④ 申請不動産の登記移転等に係る異議申立書.....68

保　有　資　産　目　録

団体の名称　織部自治会

令和８年１０月１日現在

１　不動産

（１）　所有権を有する不動産

ア　建物

名　　称	延床面積	所　　在　　地
織部公民館	１００㎡	本巣市文殊３２４番地９

イ　土地

地　　目	面　　積	所　　在　　地
土地	１００㎡	本巣市文殊３２５番地

２　不動産に関する権利等

（１）　所有権以外の権原により保有している不動産

権　　原	不動産の種類	所　　在　　地

（２）　地域的な共同活動を行うためのその他の資産

資　産　の　種　類　及　び　数　量

保有資産目録記載要領

１　不動産

（１）所有権を有する不動産

ア　建物

項　　目	詳　　細
名　　称	○○自治会集会所、△△区公民館等の名称が付されている場合はこれによること。そうでない場合は、「集会所」「事務所」「居宅」等の区分によること。（参照：不動産登記規則第１１３条）
延床面積	不動産登記規則第１１５条《次ページ参照》に基づき各層ごとに算出された床面積を合計したものとすること。
所 在 地	市町村内の地番（不動産登記法第４４条、不動産登記規則第９７条、９８条）及び家屋番号（同法第４４条、不動産登記規則第１１２条）まで記載すること。

イ　土地

項　　目	詳　　細
地　　目	不動産登記規則第９９条《次ページ参照》に定める区分により定めるものとすること。
面　　積	不動産登記規則第１００条《次ページ参照》に定める「地積」と同一とすること。
所 在 地	市町村内の地番（不動産登記法第３５条、不動産登記規則第９７条、第９８条）まで記載すること。

立木の所有権については、１（１）「イ 土地」の「地目」を「樹種」、「面積」を「数量」と読み替えて記載すること。所在地については、立木に関する法律第１５条第１号《次ページ参照》の事項に留意すること。

（根拠法令等：立木に関する法律第１５条第１号、第２号、立木登記規則第８条）

２　不動産に関する権利等

（１）所有権以外の権原により保有している不動産

項　　目	詳　　細
権　　原	不動産登記法第３条各号に掲げる権原のうち「所有権」を除くものとすること。（地上権、永小作権、地役権、先取特権、質権、抵当権、賃借権、採石権）
不動産の種類	土地、建物及び立木の区分によること。
所 在 地	原則として１に同じ。

（２）地域的な共同活動をおこなうためのその他の資産

項　　目	詳　　細
資産の種類及び数量	国債、地方債、社債といった区分により、銘柄（社債の場合は「何会社及び数量物上担保附社債」、国債及び地方債の場合は「何分利付何債」）、券面金額及び取得金額を記入すること。

（関係法令等）

〇不動産登記規則第１１５条

（建物の床面積）
建物の床面積は、各階ごとに壁その他の区画の中心線（区分建物にあっては、壁その他の区画の内側線）で囲まれた部分の水平投影面積により、平方メートルを単位として定め、一平方メートルの百分の一未満の端数は、切り捨てるものとする

〇不動産登記規則第９９条

（地目）
地目は、土地の主な用途により、田、畑、宅地、学校用地、鉄道用地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野、墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園及び雑種地に区分して定めるものとする。

〇不動産登記規則第１００条

（地積）
地積は、水平投影面積により、平方メートルを単位として定め、一平方メートルの百分の一（宅地及び鉱泉地以外の土地で十平方メートルを超えるものについては、一平方メートル）未満の端数は、切り捨てる。

〇立木に関する法律第１５条第１号

樹木が一筆の土地の一部分に生立する場合においてはその部分の位置及び地積、その部分を表示すべき名称又は番号あるときはその名称又は番号

保　有　予　定　資　産　目　録

団体の名称　織部自治会

令和８年１０月１日現在

１　不動産

不動産の種類	保有予定不動産の取得予定時期	購入等の相手方	保有予定不動産の所在地
建　物	令和９年１０月１日	早野　元気	本巣市文殊３３０番地
土　地	令和９年１０月１日	早野　元気	本巣市文殊３４０番地

２　不動産に関する権利等

資産の種類	権　　原	権原取得予定時期

保有予定資産目録記載要領

１　不動産

項　目	詳　細
不動産の種類	土地、建物及び立木の区分による。
取得予定時期	売買等により不動産の所有権を取得する予定時期を、少なくとも年月まで記載すること。なお、この「取得予定時期」は、認可申請年月日とできる限り近接していることが望まれる。
所　在　地	原則として市内の地番（建物の表示登記において家屋番号が登記されている場合には家屋番号）まで記載するものとするが、住居表示によっても差し支えない。

２　不動産に関する権利等

項　目	詳　細
資産の種類	不動産の場合は、土地、建物及び立木の区分による。 金融資産の場合は、国債、地方債、社債といった区分により記入すること。
権原	不動産の場合には、不動産登記法第３条各号に掲げる権原のうち「所有権」を除く者とする。（地上権、永小作権、地役権、先取特権、質権、抵当権、貸借権、採石権）
取得予定時期	１に同じ。

申請書様式（地方自治法施行規則第二十二条の五関係）

令和９年６月１日

（あて先）本巣市長

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地
名　称　　織部自治会
所在地　　本巣市文殊３２４番地９

代表者の氏名及び住所
氏　名　　根尾　太郎
住　所　　本巣市文殊３２４番地１

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

地方自治法第 260 条の第４６第１項の規定により、当認可地縁団体が所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため公告をしてほしいので、別添書類を添えて申請します。

記

〇　申請不動産に関する事項

・建物

名　　称	延　床　面　積	所　　在　　地
織部南公民館	１００㎡	本巣市文殊３３０番地

・土地

地　　目	面　　積	所　　在　　地
山林	５００㎡	本巣市文殊３４０番地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称　　早野　元気
住　　所　　本巣市下真桑１０００番地

（別添書類）

１　所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産の登記事項証明書
２　保有資産目録又は保有予定資産目録等
３　申請者が代表者であることを証する書類
４　地方自治法第 260 条の 46 第１項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

申立書様式（地方自治法施行規則第二十二条の三関係）

令和９年７月１日

（あて先）本巣市長

異議を述べる者の氏名及び住所
氏　名　　早野　勇気
住　所　　本巣市下真桑１０００番地

申請不動産の登記移転等に係る異議申立書

地方自治法第 260 条の 46 第２項の規定による公告に基づき、当該公告を求める申請を行った認可地縁団体が申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて、下記のとおり異議を述べる旨、申し出ます。

記

１　公告に関する事項

（１）　申請を行った認可地縁団体の名称　　織部自治会

（２）　申請不動産に関する事項

・建物

名　　称	延　床　面　積	所　在　地

・土地

地　　目	面　　積	所　在　地
山林	５００㎡	本巣市文殊３４０番地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称　　早野　元気
住　　所　　本巣市下真桑１０００番地

（３）公告期間　　令和９年６月１５日から令和９年９月１５日まで

２　異議を述べる登記関係者等の別

□　申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人
☑　申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人
□　申請不動産の所有権を有することを疎明する者

３　異議の内容（異議を述べる理由等）

申請不動産は登記名義人個人の財産であり、相続人である早野勇気に相続権があるため。

（別添書類）

☑　申請不動産の登記事項証明書
☑　住民票の写し
☑　その他の市町村長が必要と認める書類（　戸籍謄本　）

（注）この異議申出書に記載された事項については、その後の当事者間での協議等を円滑にするため認可地縁団体に通知されます。